庁議記録

日　時　令和６年６月 10 日（月）
９：40～10：05
場　所　テレビ会議室

【濱坂副知事】

おはようございます。それでは、ただいまから庁議を開催いたします。本日の議題は報告事項が５件です。

はじめに、報告事項の１件目として、「能登半島地震の被災地支援」について、総務部から、説明をお願いします。

【危機管理監】

能登半島地震の被災地支援についてでありますが、先般、各部等に対しまして、文書でお知らせしたとおり、先月末をもって、輪島市への対口支援による職員派遣が終了しましたので、この機会に、現在の状況等について、情報共有をさせていただきたいと思います。

資料１-１をご覧ください。はじめに、５月 28 日現在の被害の状況についてでありますが、石川県などの発表によりますと、この地震による死者数は 260 名、うち災害関連死が 30 名となり、住家被害は、全壊 8,571 棟、半壊 20,402 棟となっております。

避難の状況でありますが、最大 1,327 か所あった避難所数は 259 か所、最大 51,605 名だった避難者数は 3,598 名となっております。

資料１-２、人的支援の状況についてでありますが、まず、総務省の応急対策職員派遣制度、いわゆる対口支援でありますが、５月 31 日をもって終了いたしました。この間、避難所運営や罹災証明書発行業務などの支援として、石川県輪島市に道職員及び市町村職員、延べ 265 名を派遣いたしました。

次に、技術職・専門職の短期派遣についてでありますが、道や市町村からは、土木技術職員や保健師等チーム、県費負担教職員等の派遣として、延べ 447 名の職員を派遣してきましたが、これらもすべて終了いたしました。

なお、長期派遣についてでありますが、国や全国知事会からの要請に基づき、災害復旧業務を支援するため、道の技術職員計８名の派遣を継続しております。

これら短期、長期の職員派遣について各部局のご協力に改めて感謝申し上げます。

次に、資料１-３、物的支援や資金支援などの状況についてでありますが、物的支援として、市町村や関係機関など延べ 32 団体から支援をいただいたほか、道職員や道議会議員の皆様による義援金をはじめ、多くの市町村や企業・団体の皆様から、義援金などが贈られたところであります。

最後に、スライドはありませんが、今後の対応についてでありますが、被災地支援本部は、技術職員の長期派遣が継続していることや、全国知事会の支援体制も継続することを踏まえ、当面の間、設置を継続いたします。

また、能登半島地震の教訓を踏まえ、関係部局が連携し、防災計画等の点検・見直し作業を進めていきますとともに、８月には釧路管内で、12 月には根室管内で、地震・津波を想定した北海道防災総合訓練を実施するなど、防災対策の充実強化を図ってまいります。以上です。

【濱坂副知事】

次に、報告事項の２件目です。「次期北海道創生総合戦略の策定」について、総合政策部から、お願いします。

【総合政策部長】

資料２をご覧いただきたいと思います。

次期総合戦略の策定にあたりまして、現行戦略の検証を行うため、北海道創生協議会の下に設置いたしました有識者で構成する検証ワーキンググループにおける議論を踏まえて、この度、検証報告として取りまとめたところです。

検証の結果、資料中段の枠囲みに記載しておりますとおり、①の「少子化への対応」から、⑧の「誰もが活躍できる社会」までの８つの課題を抽出・整理したところです。

次期戦略の策定に向けましては、これらの課題等について、「人口減少の緩和」と「人口減少社会への適応」という２つの観点から重点的に取り組むべき事項の方向性について、検討してまいりたいと考えております。

策定にあたりましては、市町村など地域の関係者の方々の意見を伺いますとともに、国の施策動向等も見極めつつ、より実効性のある戦略となるよう「子ども施策」や「教育施策」などを所管する部局をはじめ、関係部局や各振興局と横断的に連携を図りながら、進めてまいりたいと考えております。

構成員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解、ご協力賜るようお願い申し上げます。説明は以上です。

【濱坂副知事】

次に、３件目です。「こども施策の推進」について、保健福祉部から、お願いします。

【子ども応援社会推進監】

こども施策の推進状況について、ご説明します。

資料３-１をご覧ください。昨年４月に施行されました「こども基本法」は、こども・若者を権利の主体として認識し、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができ

る社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としております。

道が、平成 16 年に制定いたしました「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」は、少子化対策の総合的な推進を目的としておりますことから、こども基本法の趣旨を踏まえまして、新たな条例の制定と、現行条例の見直しにつきまして、検討を進めてまいります。

同じく「こども基本法」では、自治体が施策の策定等を行うに当たりまして、こども・若者の意見を聴き、反映することとされております。

このため、３月にもご報告いたしましたが、今年度、小中高生を対象に、10 分野の施策をテーマとして、こども達の意見を道政に反映する全庁的な取組を行うこととしたところです。

赤枠で囲ったところですが、５月 10 日から 31 日までの間、意見募集を行った結果、1,600 件を超える多くの意見をいただいたところです。

今後は、いただいたご意見をより具体的なものとするため、７月から 12 月にかけまして、14 振興局エリアごとの学校に出向きまして、意見交換を行い、今年度末までには道政への反映結果を、こどもたちにも分かりやすくフィードバックしていきたいと考えております。

各部局におかれましては、意見交換への参加や施策への反映の検討など、引き続き、本事業へのご協力をお願いします。

【濱坂副知事】

次に、４件目です。「GX 金融・資産運用特区」について、経済部から、お願いします。

【ゼロカーボン産業担当局長】

「金融・資産運用特区」の対象地域の決定と、国家戦略特別区域の指定について、ご報告申し上げます。

国では、金融・資産運用業を特定地域へ集積させるとともに、地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備していくことを目的に「金融・資産運用特区」を創設することといたしまして、本年１月、募集を開始しましたことから、道では、札幌市と共同で、「北海道・札幌『GX 金融・資産運用特区』」を提案しておりましたが、先週４日、北海道・札幌が「金融・資産運用特区」の対象地域として決定されました。

また、「GX 金融・資産運用特区」で提案しました規制・制度改革を進めるため、同じく４日に開催されました国家戦略特別区域諮問会議におきまして、北海道を国家戦略特区として指定することが了承されました。この場をお借りしまして、これまでの関係部局の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

ゼロカーボン推進局としましては、札幌市など産学官金の 21 機関からなります「チーム札幌・北海道」の構成機関の皆様をはじめ、関係機関の皆様と緊密に連携しながら、当面は、市町村や事業者の皆様、道民の皆様などへの特区に関する周知、それから GX 産業、金融機能の集積に向けた国内外でのプロモーションなどに取り組んでいく考えですが、特区制度を有効に活用して

いくためには、新たな規制改革項目を継続的に提案するなど、息の長い取組が不可欠ですので、引き続き、関係部局の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、特区提案の概要を別途配布しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。以上です。

【濱坂副知事】

次に、5 件目です。「夏休み取得促進に向けた取組」について、教育庁、経済部、総務部から、それぞれ説明をお願いします。まず、教育庁からお願いします。

【教育長】

学校における暑さ対策について、ご説明申し上げます。

昨年の猛暑を受けまして、子どもたちの命と健康を守るため、ソフト・ハードの両面で暑さ対策に取り組んでいるところです。

はじめに、ソフト面の対策としまして、まず「長期休業期間の取扱い」ですが、昨年 11 月に道立学校管理規則を改正しまして、夏季及び冬季休業の総日数を 50 日から 56 日に変更するとともに、各市町村にも改正内容を通知したところです。

この結果、本年度の夏季休業期間を 25 日以上とした学校は、道立で約 96%、市町村立で約 98%となったところです。

なお、道立学校の場合、夏季休業の平均日数は、全体で、昨年度の 24.5 日から 29.6 日と、5.1 日の増となっております。

次にソフト面の②「予防対策」ですが、昨年 11 月に熱中症対応マニュアルを改訂し、暑さ指数が 31℃を超えた場合、体育活動等を原則中止とする取扱いを徹底することとしました。

次にソフト面の③「熱中症警戒時対応」ですが、熱中症警戒アラート発表時には、地域の状況等を踏まえまして、臨時休業の実施を検討することとしました。

こうしたソフト面の対策について、引き続き、学校関係者への注意喚起や、各家庭への丁寧な説明に取り組んで行く考えです。

次に、ハード面ですが、学校における普通教室の冷房整備率は、エアコンと簡易型空調機器を合わせまして、道立学校では、本年度末までに 100%、市町村立学校では、約 90%となる見込みです。

教育委員会としましては、児童生徒の健康を守ることや、安全・安心な学びの環境を確保していくことができるよう、引き続き、ソフトとハードの両面で、暑さ対策に取り組んでまいります。以上です。

【経済部次長】

学校の夏休み延長に伴う経済団体への要請につきまして、資料 5 - 3 に基づき、ご説明いたし

ます。

学校の夏休み延長を踏まえ、経済団体に対しまして、各業界の実情に応じて、休暇の分散取得や家族団らんなど仕事と生活が調和する「ワークライフバランス」の確保、道内旅行の促進など本道経済への波及、「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こどもまんなか応援サポーター」への参加につきまして、先週、要請していることを報告いたします。以上です。

【職員監】

夏季における職員の休暇取得促進についてです。

ご承知のとおり、今年度から、職員の夏季休暇の取得可能期間を２か月延長しまして、６月から 10 月までとしたほか、付与日数も３日から５日に拡充しております。

また、長期休暇取得を促進する取組といたしまして、今回も「リフレッシュウィーク」を実施することとし、子どもたちの夏休みの延長も考慮しまして、期間を７月 29 日から８月 23 日までの４週間としております。

さらに重点日を、８月 13 日から 16 日までの４日間に設定しまして、原則、会議等を実施しないようにすることや、重点日やその前後に、各種調査などの回答期限を設けないようにすることなど、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めていただくよう、よろしくお願いいたします。以上です。

【濱坂副知事】

本日の議題は以上ですが、皆様から何かご発言等はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に知事からお願いします。

【知事】

はじめに、能登半島地震の被災地支援についてであります。

１月１日に発生した能登半島地震でありますが、260 名もの方がお亡くなりになられました。今もなお、多くの方々が避難を余儀なくされております。

道としては、現地の被害の大きさや被災地からの支援要請を踏まえて、発災後速やかに被災地支援本部を立ち上げ、市町村や民間企業、関係団体と連携をしながら、DHEAT をはじめ、人的支援のほか、物資や資金の支援を行ってまいりました。

この度の対口支援による職員派遣については、ひと区切りとなったところです。職員の皆様をはじめ、現地に派遣された皆様には、被災地が大変厳しい状況にある中で、被災された方に寄り添い、支援に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。本当に皆様、お疲れ様でした。

現地では、先週も大きな地震が発生するなど、復旧・復興に向け、引き続き取り組んでいく必要があります。道としては引き続き技術職員を派遣するなど、被災地の支援を行ってまいります。

また、この度の能登半島地震の経験を踏まえて、道の被災地支援本部の設置ルールや派遣マニ

ュアルを整備したほか、道自らの防災体制の点検に取り組むこととしており、道内外の災害に適切に対応できるよう準備を進めていただきたいと思います。

次に、北海道創生総合戦略とこども施策の推進についてです。

本道の持続的な発展を図っていく上で、人口減少問題への対応やこども施策の推進に向けては、幅広い分野における取組が必要であります。

各部局が一体となってあらゆる施策を総動員し、道庁を挙げて取り組んでいかなければならない課題であります。

創生総合戦略の策定や少子化対策推進条例などの見直しに当たっては、こうした認識を改めて共有し、道民の皆様はもとより、市町村や関係団体のご意見も踏まえ、総合教育大綱など関連する方針や計画と連携しながら、検討を進めていただくようお願いします。

先ほど、こどもの意見反映推進事業の実施状況について報告がありました。

こどもの意見について、1,600 を超える多くの方々から、電子申請ステムを活用し意見が寄せられたということであります。これは、今までにない大きな参加意識と、取組につながっているのだと思います。

今後、14 振興局エリアごとに学校で意見交換を実施するということでありますが、小中高生を対象に実施し、こちらからお伺いするという形であり、丁寧に対応することを検討するよう指示したいと思います。

また、６月４日に北海道が「金融・資産運用特区」として決定され、併せて、国家戦略特区に指定されることとなりました。

この間、大変短い期間の中で、この新しい取組である金融・資産運用特区、さらに北海道として初めてとなる国家戦略特区、この指定まで担当された職員の皆様をはじめとしてご協力いただいた各部局の関係者、またチーム札幌・北海道を構成する多くの方々による大変な努力の上に今日このような形になったと思っております。

皆様に対して、知事として心より感謝を申し上げたいと思います。

いよいよ指定という形で、今後、ある意味ではスタートを切ったということになりますので、北海道、札幌市の強みを生かして、GX と金融を掛け合わせた新しい地方創生の取組として、高い期待感が国からも示されたというものであると考えております。特区という新たな推進力を最大限活用していく必要があります。

今後においては道民の皆様や事業者の方々の理解を深めていただきながら、豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルをはじめとする北海道の強みを発揮させ、地域の活性化につなげていく、このことが重要であります。

特区指定の効果を全道各地に広く波及させていく、我が国の経済安全保障にも貢献していく、このため関係部局においては、引き続き連携して取り組んでいただくようお願いします。

最後に、夏休み取得促進に向けた取組についてであります。

昨年の夏は、全道の気温が平年より３℃高いという記録的な暑さとなったわけであります。

こうした状況を踏まえ、今年の夏は、多くの学校において夏休みの期間を延長する取扱いとして、先ほど教育長から報告があったところであります。

このエアコン等の設置についても、極めて短い期間の中で８割、９割という形で設置が進んだというのは、担当された職員の皆様や学校現場を預かる先生方、多くの事業者の方々など、大変多くの方々のご協力のもと、急ピッチでこれを進めてきたことによって、こういった数字になったと思います。これも本当に感謝を申し上げたいと思います。

一方で、整備が進んだ中、まだ引き続き希望があっても整備ができていないところのフォローについてもお願いしたいと思います。

夏休みが延びたところが大多数であり、それ以外少ない数ではありますが、検討されている、あるいは今後検討していくというところもあろうかと思いますので、そういったところに対するフォローもお願い申し上げたいと思っております。

児童・生徒の皆様には、この休みの期間において、熱中症には十分注意しながら、ぜひ有意義に過ごしていただきたく、このことが重要であると思っております。

また、保護者をはじめとするご家族の方々におかれても、無理のない範囲で、この延長された夏休みで旅行などを楽しんでいただきたいと考えております。

是非、ご家族で過ごす時間を確保していただき、こどもまんなか社会の実現を北海道が掲げている中で、経済界にもご協力をいただきながら、取り組んでいく必要があると思っております。各部局においても、様々な機会を通じて情報発信についてご協力をお願いしたいと思います。

さらに、知事部局や道教委、道警察においても、この夏季休暇が拡大するという形になります。それぞれの職場において、やはり５日間になっても、しっかりそれが有効に活用できないと、休みの効果が発現しませんので、是非職場において休みやすい環境をつくっていく、そういう取組をしっかり進めていかなければなりませんので、本日、出席いただいている幹部の皆様には積極的にその趣旨をご理解の上、休暇取得に向けて取組を進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

【濱坂副知事】

それでは、知事の指示事項を踏まえ、皆様には対応いただくようお願いをいたします。以上で庁議を終了いたします。お疲れ様でした。